

令和元年（納）第26号

課徴金納付命令書

東京都千代田区大手町一丁目1番3号

カルゴンカーボンジャパン株式会社

同代表者 代表清算人 石川智章

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、理由、別紙1及び別紙2中の用語のうち、別紙3「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙3「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

カルゴンカーボンジャパン株式会社（以下「カルゴンカーボンジャパン」という。）は、課徴金として金853万円を令和2年6月23日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金に係る違反行為

カルゴンカーボンジャパンは、別紙1記載のとおり、他の事業者と共同して、別紙2記載の活性炭（以下「特定活性炭」という。）について、供給予定者（自社の活性炭を供給すべき者をいう。以下同じ。）を決定し、供給予定者が別紙1の別表1の番号1の本町化学工業株式会社（以下「本町化学工業」という。）を介して供給できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定活性炭の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであり、かつ、独占禁止法第7条の2第1項第1号に規定する商品の対価に係るものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア カルゴンカーボンジャパンは、特定活性炭の卸売業を営んでいた。

イ カルゴンカーボンジャパンが前記1の違反行為の実行としての事業活動を行った日は、平成26年2月20日以前であると認められる。また、カルゴンカーボンジャパンは、平成29年2月21日以降、当該違反行為を取りやめており、同月20日にその実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。したがって、カルゴンカーボンジャパンについては、当該違反行為の実行としての事業活動を行った日から当該違反行為の実行としての事業活動がなくなるまでの期間が3年を超えるため、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、実行期間は、平成26年2月21日から平成29年2月20日までの3年間となる。

ウ 前記実行期間における特定活性炭に係るカルゴンカーボンジャパンの売上額は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第5条第1項の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、別紙4記載の物件に係る8億5359万2577円である。

(2) カルゴンカーボンジャパンは、前記実行期間を通じ、資本金の額が3億円以下の会社であって、製造業に属する事業を主たる事業として営んでいた者である。したがって、カルゴンカーボンジャパンは、独占禁止法第7条の2第5項第1号に該当する者であり、同項の規定の適用を受ける事業者である。

(3) カルゴンカーボンジャパンが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、独占禁止法第7条の2第1項及び第5項の規定により、前記8億5359万2577円に100分の1を乗じて得た額から、同条第23項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された853万円である。

よって、カルゴンカーボンジャパンに対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和元年11月22日

公正取引委員会

委員長 杉本和行

委 員 山 本 和 史

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 小 島 吉 晴

## 別紙 1

公正取引委員会が認定した事実は、次のとおりである。

### 1 関連事実

#### (1) 名宛人等の概要

ア 別表 1 記載の 12 社（以下「12 社」という。）は、それぞれ、「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、活性炭を販売していた。

イ 別表 2(1)記載の事業者は、「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、活性炭を販売していた。

ウ 別表 2(2)記載の事業者は、「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、活性炭を販売していた者であるが、「期日」欄記載の年月日以降、「事由」欄記載の事由により、事業活動の全部を取りやめている。

エ 別表 2(3)記載の 2 社は、それぞれ、「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、活性炭を販売していた者であるが、「期日」欄記載の年月日に「合併の状況」欄記載のとおり、合併したことにより消滅している。

#### (2) 特定活性炭の入札等

ア 東日本地区に所在する地方公共団体は、特定活性炭について、入札等に参加する者に対し、活性炭の仕様、契約期間中の活性炭の使用予定数量等を示して、入札等を実施していた。

イ 12 社及び別表 2 記載の 4 社（以下「16 社」という。）は、特定活性炭の入札等に、自社が供給する活性炭を取り扱う販売業者等を参加させ、又は自ら参加していた（以下、16 社がそれぞれ特定活性炭の入札等に参加させる者を「窓口業者」という。）。

ウ 16 社は、自社の窓口業者又は自らが特定活性炭の入札等において受注者となった場合、特定活性炭を東日本地区に所在する地方公共団体に供給していた。

### 2 合意及び実施方法

本町化学工業は、かねてから、特定活性炭について、入札等に係る物件、自社の活性炭を供給した者、受注者となった窓口業者、契約数量、落札金額等の情報を管理していたところ（以下、当該情報を記載した年度ごとの一覧表を「入札結果表」という。），16 社は、遅くとも平成 25 年 10 月 24 日以降（別表 3 記載の事業者にあっては、それぞれ、「期日」欄記載の年月日以降），特

定活性炭について、各社の利益を確保するため

(1)ア 供給予定者を決定し、供給予定者は本町化学工業を介して供給する

イ 供給予定者以外の者は、供給予定者が供給できるように協力する

旨の合意の下に

(2)ア(ア) 本町化学工業は、特定活性炭の入札等に先立ち、16社のうち本町化学工業を除く15社（以下「15社」という。）と個別に面談し、15社に対して、本町化学工業が作成した入札結果表を配付する

(イ) 15社は、本町化学工業に対し、前記(ア)の配付された入札結果表に記載の物件の中から、自社が供給予定者となることを希望するものを伝える

(ウ) 本町化学工業は、東日本地区に所在する地方公共団体が入札等に当たり示した特定活性炭の仕様、15社の前記(イ)の希望、入札結果表に記載の特定活性炭の供給実績等を勘案して、15社のいずれかを供給予定者として物件を割り振る

イ 窓口業者が提示する入札価格又は見積価格（以下「入札価格等」という。）のうち

(ア) 供給予定者の窓口業者が提示する入札価格等は、供給予定者若しくは本町化学工業が単独で、又は両者の協議によるなどして決定する

(イ) 供給予定者以外の者の窓口業者が提示する入札価格等は、供給予定者の窓口業者が提示する入札価格等よりも高くなるようにする

ウ 入札等において前記イの入札価格等を窓口業者に提示させる

エ 本町化学工業は、特定活性炭の各入札等が実施された後、入札結果表を随時更新し、当該入札結果表を、更新日以降に実施される前記アの行為に用いる

などして、供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業を介して供給できるようにしていた。

### 3 実施状況

16社は、前記2により、特定活性炭のほぼ半数について、15社から本町化学工業を介して供給していた。

### 4 前記2の行為の取りやめ

(1) 別表2(1)及び別表4記載の事業者は、本町化学工業に対し、それぞれ、前記2(1)の合意から離脱する旨を表明し、「期日」欄記載の年月日以降、同合

意に基づき供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業を介して供給できるようとする行為を取りやめている。

- (2) 別表2(3)記載の事業者は、それぞれ、「期日」欄記載の年月日に、「合併の状況」欄記載の事由により消滅したため、同日以降、前記2(1)の合意に基づき供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業を介して供給できるようとする行為を行っていない。
- (3) 平成29年2月21日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、12社から別表4記載の事業者を除き別表2(2)記載の事業者を加えた10社は、前記2(1)の合意に基づき供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業を介して供給できるようとする行為を取りやめている。

別表1 令和元年（措）第9号排除措置命令の名宛人

番号	本店の所在地	事業者	代表者
1	東京都足立区中央本町一丁目2番11号	本町化学工業株式会社	代表取締役 寺沢 伸郎
2	名古屋市中村区名駅二丁目29番16号	フタムラ化学株式会社	代表取締役 長江 泰雄
3	大阪市西区千代崎三丁目南2番37号	大阪ガスケミカル株式会社	代表取締役 渡部 吉彦
4	東京都港区港南一丁目7番18号	Watering 株式会社	代表取締役 中川 哲志
5	岡山県倉敷市酒津1621番地	株式会社クラレ	代表取締役 伊藤 正明
6	兵庫県姫路市飾磨区中島3001番地	ダイネン株式会社	代表取締役 増田 哲彦
7	東京都中央区新川一丁目17番25号	幸商事株式会社	代表取締役 中澤 祐喜
8	大阪市中央区東高麗橋1番16号	太平化学産業株式会社	代表取締役 吉川 正彦
9	岐阜県土岐市肥田浅野双葉町一丁目1番地の1	朝日沪過材株式会社	代表取締役 肥田 祐輔
10	千葉県流山市美原三丁目89番地の3	株式会社エーシーケミカル	代表取締役 岡田 隆治
11	福岡市城南区別府二丁目14番8号	株式会社サンワ	代表取締役 田代 英宏
12	横浜市鶴見区寛政町25番3号	株式会社ツルミコール	代表取締役 堀田 靖則

別表2 令和元年（措）第9号排除措置命令の名宛人以外の事業者

(1) 合意から離脱した事業者

番号	事業者	本店の所在地	期日
13	セラケム株式会社	広島県世羅郡世羅町大字本郷954番地の1	平成27年10月27日

(2) 事業活動の全部を取りやめている事業者

番号	事業者	本店の所在地	期日	事由
14	カルゴンカーボンジャパン株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番3号	平成30年10月31日	平成30年10月31日、株主総会の決議により解散した。

(3) 合併により消滅した事業者

番号	事業者	本店の所在地	期日	合併の状況
15	日本エンバイロケミカルズ株式会社	大阪市西区千代崎三丁目南2番37号	平成27年4月1日	平成27年4月1日、別表1の番号3の大阪ガスケミカル株式会社に吸収合併されたことにより消滅した。
16	クラレケミカル株式会社	岡山県備前市鶴海4342番地	平成29年1月1日	平成29年1月1日、別表1の番号5の株式会社クラレに吸収合併されたことにより消滅した。

別表3 令和元年（措）第9号排除措置命令の名宛人中、合意に中途参加した事業者

番号	事業者	期日
3	大阪ガスケミカル株式会社	平成27年4月1日
5	株式会社クラレ	平成29年1月1日

別表4 令和元年（措）第9号排除措置命令の名宛人中、合意から離脱した事業者

番号	事業者	期日
2	フタムラ化学株式会社	平成28年7月25日
6	ダイネン株式会社	平成28年1月14日
12	株式会社ツルミコール	平成28年7月25日

（注）別表3及び別表4の「番号」欄記載の番号は、別表1の「番号」欄記載の番号に対応するものである。

別紙2

東日本地区に所在する地方公共団体が入札等の方法により発注する、下表「施設名」欄記載の施設向けの活性炭

番号	施設名	「施設名」欄記載の施設に対応する 地方公共団体名
1	定山渓浄水場	札幌市
2	白川浄水場	札幌市
3	白石清掃工場	札幌市
4	西野浄水場	札幌市
5	宮町浄水場	札幌市
6	藻岩浄水場	札幌市
7	堤川浄水場	青森市
8	樋の口浄水場	弘前市
9	三戸地区衛生センター(平成27年 8月31日以前は三戸衛生センター)	三戸地区環境整備事務組合
10	十和田ごみ焼却施設	十和田地域広域事務組合
11	木造浄水場	津軽広域水道企業団
12	総合浄水場	津軽広域水道企業団
13	月見野浄水場	津軽広域水道企業団
14	野末浄水場	津軽広域水道企業団
15	白山浄水場	八戸圏域水道企業団
16	宮田浄水場	一関市
17	脇田郷浄水場	一関市
18	一関清掃センター	一関地区広域行政組合
19	岩手中部浄水場	岩手中部水道企業団（平成26年3 月31日以前は岩手中部広域水道企 業団）
20	北上川浄水場	岩手中部水道企業団（平成26年3 月31日以前は北上市）

番号	施設名	「施設名」欄記載の施設に対応する地方公共団体名
2 1	高円万寺浄水場	岩手中部水道企業団（平成26年3月31日以前は花巻市）
2 2	竹中浄水場	岩手中部水道企業団（平成26年3月31日以前は花巻市）
2 3	谷内浄水場	岩手中部水道企業団（平成26年3月31日以前は花巻市）
2 4	南部山浄水場	宮城県
2 5	麓山浄水場	宮城県
2 6	南川沈砂池	宮城県
2 7	国見浄水場	仙台市
2 8	中原浄水場	仙台市
2 9	福岡浄水場	仙台市
3 0	松森工場	仙台市
3 1	茂庭浄水場	仙台市
3 2	梅の宮浄水場	塩竈市
3 3	石越浄水場	登米市
3 4	保呂羽浄水場	登米市
3 5	鹿又取水場	石巻地方広域水道企業団
3 6	六本木浄水場	石巻地方広域水道企業団
3 7	大館市し尿処理場	大館市
3 8	笹野浄水場	山形県
3 9	松原浄水場	山形市
4 0	千代田クリーンセンター焼却施設	置賜広域行政事務組合
4 1	堀口浄水場	郡山市
4 2	平浄水場	いわき市
4 3	山玉浄水場	いわき市
4 4	熱塩浄水場	喜多方市
4 5	山ノ入浄水場	二本松市
4 6	母畠浄水場	石川町

番号	施設名	「施設名」欄記載の施設に対応する 地方公共団体名
4 7	芝原浄水場	白河地方広域市町村圏整備組合
4 8	あだたら環境共生センター	安達地方広域行政組合
4 9	もとみやクリーンセンター	安達地方広域行政組合
5 0	すりかみ浄水場	福島地方水道用水供給企業団
5 1	阿見浄水場	茨城県
5 2	鹿島浄水場	茨城県
5 3	県中央水道事務所	茨城県
5 4	霞ヶ浦浄水場	茨城県
5 5	県南水道事務所	茨城県
5 6	関城浄水場	茨城県
5 7	利根川浄水場	茨城県
5 8	新治浄水場	茨城県
5 9	涸沼川浄水場	茨城県
6 0	水海道浄水場	茨城県
6 1	鰐川浄水場	茨城県
6 2	田の森浄水場	潮来市
6 3	羽川西浄水場	小山市
6 4	若木浄水場	小山市
6 5	県央第一水道事務所	群馬県
6 6	県央第二水道事務所	群馬県
6 7	東部地域水道事務所	群馬県
6 8	新田山田水道事務所	群馬県
6 9	岩崎浄水場	高崎市
7 0	大久保浄水場	埼玉県
7 1	行田浄水場	埼玉県
7 2	庄和浄水場	埼玉県
7 3	新三郷浄水場	埼玉県
7 4	吉見浄水場	埼玉県
7 5	木下取水場	千葉県

番号	施設名	「施設名」欄記載の施設に対応する 地方公共団体名
7 6	高滝取水場	千葉県
7 7	ちば野菊の里浄水場	千葉県
7 8	福増浄水場	千葉県
7 9	矢切取水場	千葉県
8 0	銚子市衛生センター	銚子市
8 1	銚子市清掃センター	銚子市
8 2	新宿取水場	銚子市
8 3	市川市クリーンセンター	市川市
8 4	新井浄水場	市原市
8 5	飯島取水場	香取市
8 6	黒部川取水場	香取市
8 7	利根川取水場	香取市
8 8	東金取水場	九十九里地域水道企業団
8 9	長柄取水場	九十九里地域水道企業団
9 0	光取水場	九十九里地域水道企業団
9 1	北千葉取水場	北千葉広域水道企業団
9 2	笹川浄水場	東総広域水道企業団
9 3	大寺浄水場	君津広域水道企業団
9 4	十日市場浄水場	君津広域水道企業団
9 5	大多喜浄水場	南房総広域水道企業団
9 6	朝霞浄水場	東京都
9 7	小作浄水場	東京都
9 8	金町浄水場	東京都
9 9	長沢浄水場	東京都
1 0 0	羽村導水ポンプ所	東京都
1 0 1	東村山浄水場	東京都
1 0 2	三郷浄水場	東京都
1 0 3	三園浄水場	東京都
1 0 4	寒川浄水場	神奈川県

番号	施設名	「施設名」欄記載の施設に対応する 地方公共団体名
105	谷ヶ原浄水場	神奈川県
106	麻溝活性炭注入設備	横浜市
107	小雀浄水場	横浜市
108	鶴ヶ峰配水池	横浜市
109	長沢浄水場	川崎市
110	高田浄水場	小田原市
111	綾瀬浄水場	神奈川県内広域水道企業団
112	伊勢原浄水場	神奈川県内広域水道企業団
113	相模原浄水場	神奈川県内広域水道企業団
114	社家取水管理事務所	神奈川県内広域水道企業団
115	西長沢浄水場	神奈川県内広域水道企業団
116	横道監視坑活性炭注入施設	神奈川県内広域水道企業団
117	青山浄水場	新潟市
118	阿賀野川浄水場	新潟市
119	亀田清掃センター	新潟市
120	戸頭浄水場	新潟市
121	中之口・潟東浄水場	新潟市
122	西川浄水場	新潟市
123	巻浄水場	新潟市
124	満願寺浄水場	新潟市
125	江口浄水場	新発田市
126	東港浄水場	新潟東港地域水道用水供給企業団

(注) 番号93及び94の君津広域水道企業団の事業は、平成31年4月1日、かずさ水道広域連合企業団に承継された。

### 別紙3

番号	用語	定義
1	活性炭	粉末活性炭又は粒状活性炭
2	東日本地区に所在する地方公共団体	別紙2の表の「『施設名』欄記載の施設に対応する地方公共団体名」欄記載の地方公共団体
3	入札等	一般競争入札、指名競争入札又は見積り合わせ
4	自社の活性炭	別紙1の別表1記載の12社及び別表2記載の4社から、本町化学工業を除いた15社のそれぞれが、自社の名称、銘柄、品番、商標等を付した活性炭（同別表1の番号7の幸商事株式会社にあっては、キャボット・ノリット・ジャパン株式会社の名称、銘柄、品番、商標等を付した活性炭）

## 別紙4

## 課徴金算定対象物件一覧

番号	地方公共 団体名	物件名	特定活性炭を使用する 施設の名称	入札書 提出期限日等
1	津軽広域 水道企業 団	水道用粉末活性炭 (単価契約)	総合浄水場	平成26年 3月24日
2	津軽広域 水道企業 団	仮設注入設備用活 性炭 (乾燥減量 5%品)	総合浄水場	平成26年 5月12日
3	津軽広域 水道企業 団	仮設注入設備用活 性炭 (乾燥減量 50%品)	総合浄水場	平成26年 5月12日
4	一関地区 広域行政 組合	粒状活性炭	一関清掃センター	平成27年 4月24日
5	花巻市	花巻地区浄水処理 用薬品1kg当たり 単価 (水道用粉末 活性炭(50%ウ エット))	高円万寺浄水場	平成26年 3月19日
6	岩手中部 水道企業 団	浄水処理用薬品 1kg当たり単価 (水道用粉末活性 炭(50%ウエッ ト))	岩手中部浄水場 北上川浄水場 高円万寺浄水場 竹中浄水場 谷内浄水場	平成28年 3月28日

番号	地方公共 団体名	物件名	特定活性炭を使用する 施設の名称	入札書 提出期限日等
7	登米市	平成27年度水処理用薬品（水道用粉末活性炭）購入	石越浄水場 保呂羽浄水場	平成27年 4月23日
8	潮来市	平成26年度 粒状活性炭再生充填業務委託	田の森浄水場	平成26年 3月31日
9	群馬県	水道用粉末活性炭（ドライ炭）（単価契約）	東部地域水道事務所	平成27年 3月26日
10	群馬県	水道用粉末活性炭（ドライ炭）	新田山田水道事務所	平成28年 3月25日
11	千葉県	矢切取水場水道用粉末活性炭（ドライ炭）185,000kg	矢切取水場	平成26年 9月26日
12	市原市	新井浄水場粉末活性炭購入(H26)	新井浄水場	平成26年 3月18日
13	香取市	水道用粉末活性炭購入(50%WE T10kg紙袋入り)(50%WE T400kgフレコンパック入り) (1kg当たり単価契約)	飯島取水場 黒部川取水場 利根川取水場	平成27年 3月30日
14	北千葉広域水道企業団	(平成28年度) 粉末活性炭の単価契約による購入	北千葉取水場	平成28年 2月26日

番号	地方公共 団体名	物件名	特定活性炭を使用する 施設の名称	入札書 提出期限日等
15	東総広域 水道企業 団	水道用粉末活性炭 (ドライ炭) の購 入	笛川浄水場	平成28年 3月22日
16	東京都	平成25年度 三 郷浄水場生物活性 炭吸着池粒状活性 炭製造、引き抜き 及び敷き込み工事	三郷浄水場	平成26年 1月7日
17	東京都	平成26年度 三 郷浄水場生物活性 炭吸着池粒状活性 炭入替工事	三郷浄水場	平成27年 1月13日
18	神奈川県 内広域水 道企業団	水道用乾式粉末活 性炭 (1kg当たり —社家取水管理事 務所分)	社家取水管理事務所	平成26年 9月2日
19	神奈川県 内広域水 道企業団	水道用乾式粉末活 性炭 (1kg当たり —社家取水管理事 務所分)	社家取水管理事務所	平成27年 9月1日